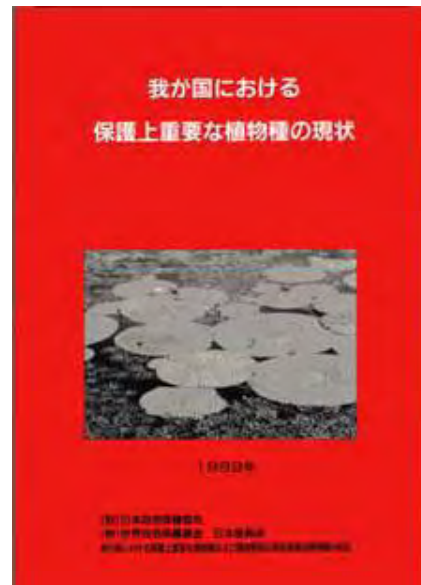


# 種の保存法改正に関する要望と提言

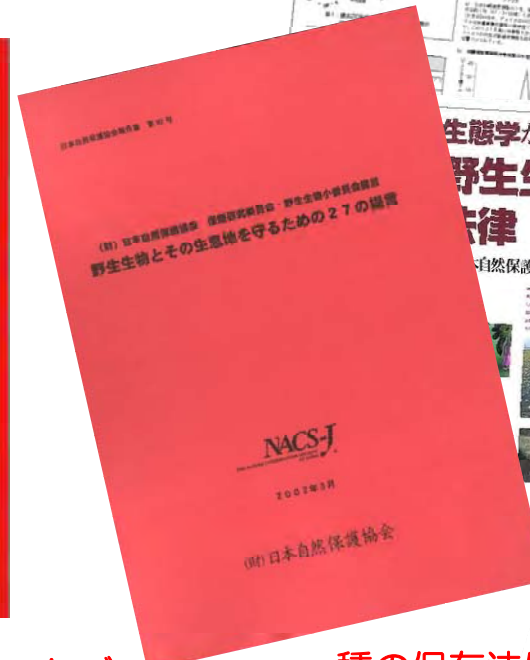
藤田卓  
公益財団法人 日本自然保護協会  
保護プロジェクト部

# 公益財団法人 日本自然保護協会 (NACS-J)

- ・ 1949年「尾瀬」から始まり、各地の自然保護を進めて62年
- ・ 開発でなくなりそうな白神山地を日本の宝に！「世界遺産」第一号
- ・ **日本初のレッドデータブック**を1989年に作成
  - 1991年以降、国・都道府県で作成する契機に
  - 1992年**種の保存法**制定につながる
- ・ 種の保存法改正への提案をしてきた
- ・ 全国約24000人の会員に支えられたNGO
- ・ 自然観察から始める草の根運動から、国際的なNGO活動まで



1989年日本初のレッドデータブック  
NACS-J・WWF・専門家が作成



種の保存法に対する意見・提案  
普及書作成



# 「種の保存法」の主な問題点

1) 「種の保存法」制定後20年以上経過したが、絶滅危惧種は増え続け、種の保存法が有効に機能しているとは言えない

例：最近5年間でも絶滅危惧種が442種も増加（2007年3155種 →2013年3597種）  
身近だった生き物も絶滅危惧種に（メダカ、ニホンウナギ、ハマグリなど）

2) 同法で指定する国内希少野生動植物種が少なすぎる  
（90種、日本の絶滅危惧種の2.5%）

## 今国会で提出予定の種の保存法の改正ポイント（環境省提供）

### 改正内容

(1) 違法な譲渡し等についての罰則の量刑を大幅に引き上げる。

行為者：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → 【改正案】5年以下の懲役又は500万円以下の罰金  
法人：100万円以下の罰金 → 1億円以下の罰金

(2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、広告（インターネット又は紙媒体等への掲載等）についても禁止する。

(3) 認定を受けた者が保護増殖事業として行う個体等の譲渡し等については、環境大臣の許可を不要とする。

※(1)公布の日から起算して20日、(2)公布の日から起算して1年以内の政令で定める日、(3)公布の日 からそれぞれ施行する。

罰則規定の強化だけで、「種の保存法」の問題点は解決しない

# 2011年に日本が議長国として生物多様性条約 第10回締結国会議でまとめた決議（2020年までの世界目標）

## 「種の保存法」に関わる2つの世界目標

### 愛知目標（2011-2020）

「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」+20の個別目標で構成

目標12： 2020年までに既知の**絶滅危惧種**の**絶滅を防止**する。とくに減少している**種の保全状況を改善**する。

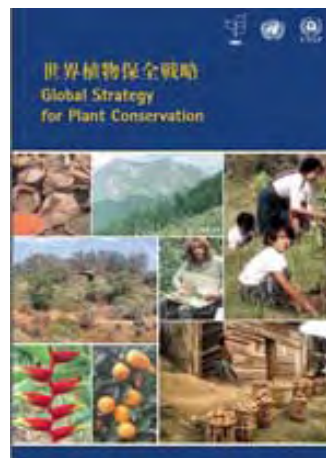
2050年までに自然と共生する社会の創造を目指し、2020年までに生物多様性の意味と価値を全ての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する。



### 世界植物保全戦略

植物多様性の損失を防ぎ、持続可能な利用を目指した地球規模の保全戦略

目標7、8：2020年までに**絶滅危惧植物75%**を**生息域内・域外保全**する。



・この戦略に対応した国、地域の戦略策定が求められている（策定国：UK、フィリピン、中国、ニュージーランドなど）  
←日本の植物保全戦略なし

### 2012年 環境省策定「生物多様性国家戦略2012-2020」

目標：2020年までに「種の保存法」の国内希少種を25種増加させ総計115種に（絶滅危惧種3597種のうち3.2%）

この世界目標達成のため「種の保存法」の法律+運用の抜本的な改正が必要

# 日本における絶滅危惧種数の15年間の変化

環境省レッドリスト掲載種数 **赤字：増加、青数字：減少**

公表年	第2次RL	第3次RL	第4次RL
	2000-2006年	2006-2007年	2014-2015年
分類群			
哺乳類	48	<b>42</b>	<b>34</b>
鳥類	89	<b>92</b>	<b>97</b>
爬虫類	18	<b>31</b>	<b>36</b>
両生類	14	<b>21</b>	<b>22</b>
汽水・淡水魚類	76	<b>144</b>	<b>167</b>
昆虫類	171	<b>239</b>	<b>358</b>
貝類	251	<b>377</b>	<b>563</b>
その他無脊椎動物 (クモ形類, 甲殻類等)	33	<b>56</b>	<b>61</b>
維管束植物	1,665	<b>1,690</b>	<b>1,779</b>
蘚苔類	180	<b>229</b>	<b>241</b>
藻類	41	<b>110</b>	<b>116</b>
地衣類	45	<b>60</b>	<b>61</b>
菌類	63	<b>64</b>	<b>62</b>
総計	2,694	<b>3,155</b>	<b>3,597</b>

→種の保存法制定後もほとんどの分類群で絶滅危惧種は増加。

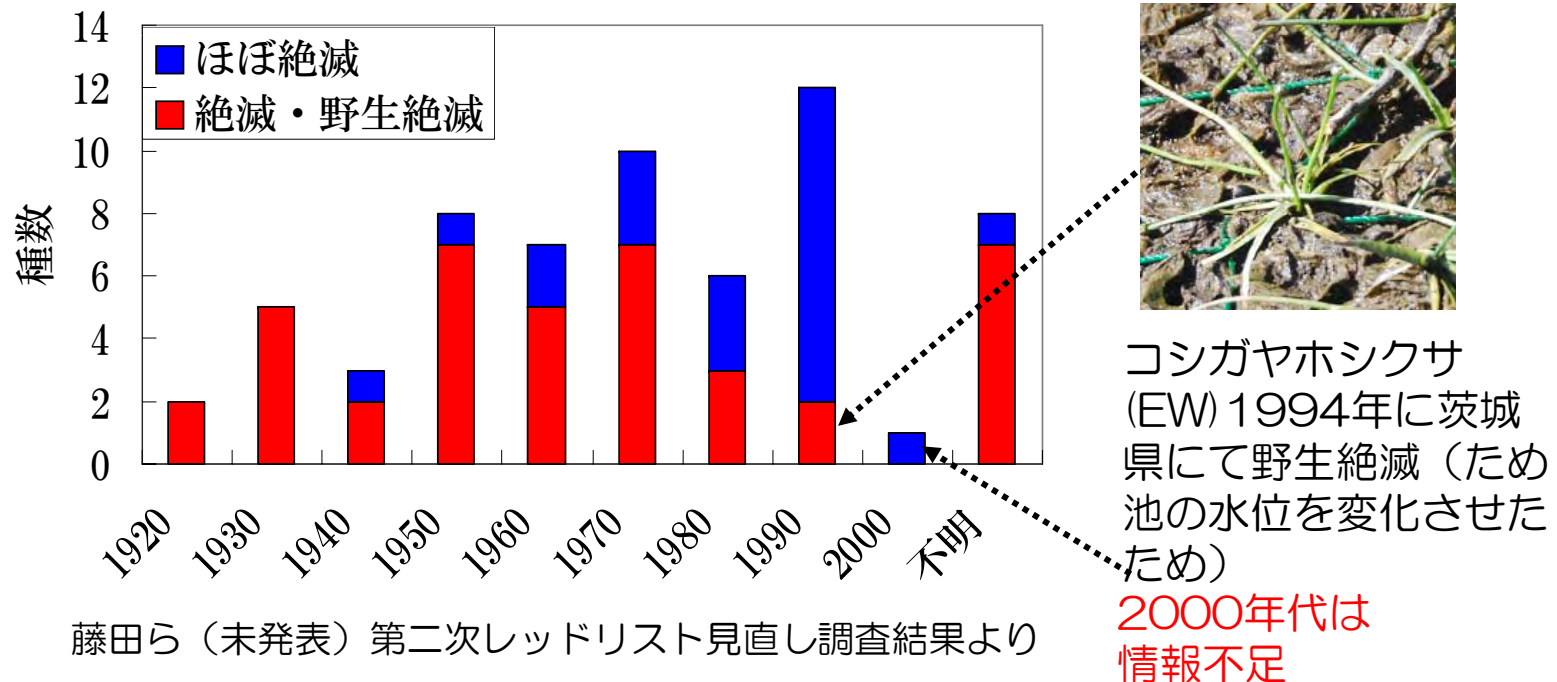
15年で**903**種増加  
(**1年あたり60種**増加)

環境省プレスリリースより作成

# 日本における絶滅の現状

- 日本の種の絶滅は114種  
(例：平成24年8月にカワウソの絶滅宣言（最後の確認1979年）)
- 絶滅は過去のことではなく、今も続いている  
(例：植物は、1年に0.86種が絶滅（過去50年平均）  
→保全が行われてきたが、植物の絶滅は減っていない  
もともと生息域が狭い種が絶滅していた

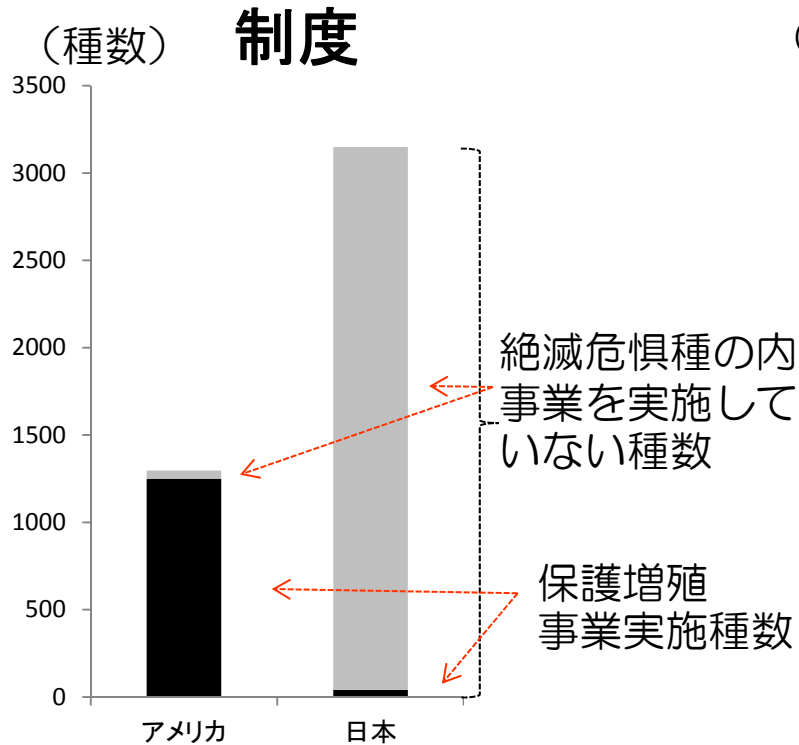
日本における年代別の植物の絶滅種数（2005年調査時点）



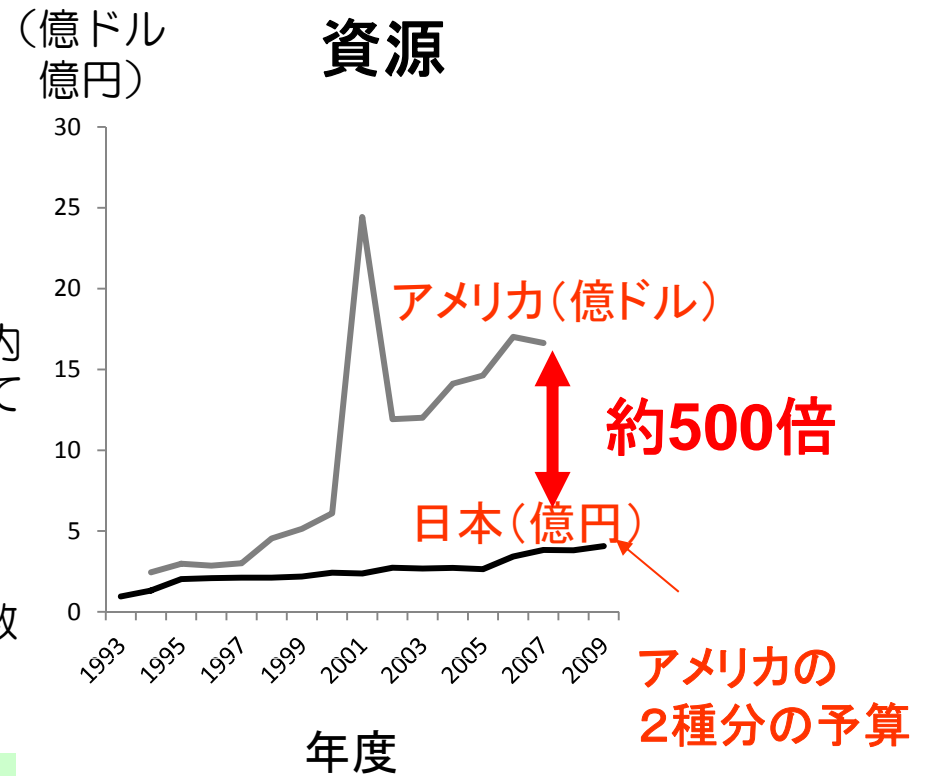
藤田ら（未発表）第二次レッドリスト見直し調査結果より

# 絶滅が減らない原因は？

日本とアメリカの絶滅危惧種保全事業（2010年時）を比較してみると、



日本は調査（レッドデータブック）と保全制度との関連性が薄い



予算不足

絶滅危惧種保全のための制度・資源が不足している  
→効率的に資源を配分する必要  
→環境省以外の主体の参画・連携を促進する仕組みが必要

## 提言② 国内希少種の指定を拡大するため、種指定提案制度を設置する

理由：種指定が進まない理由の1つが、指定に必要な情報収集の費用の不足

→これらの情報提供も含めた市民からの種指定提案制度（京都府・奈良県・徳島県・島根県）

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月二十七日制定）  
第10条 県民等は、規則で定めるところにより、理由を付して、知事に対し、指定をすることを提案することができる



種の保存法にも同様の制度を設け、種指定に対する市民参加の機会をつくと共に、指定の拡大を図るべき



## 例えば、提言② 種指定提案制度があれば、、、

先日の環境省との話し合いから、、、

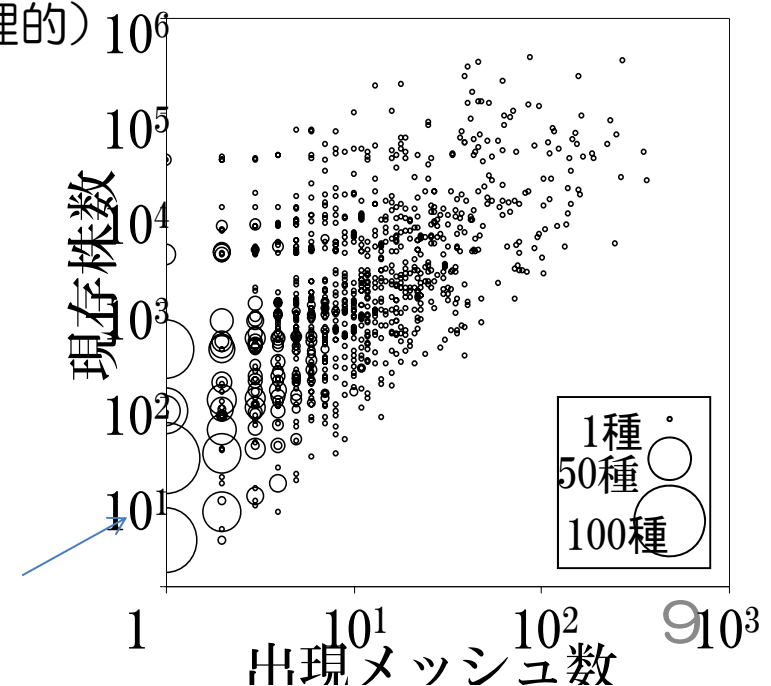
私 : 種指定が進まない理由は何か？

環境省 : 指定に必要な情報収集のための予算不足 (1種あたり約10万円)  
青天井の予算要求は難しい

寄付を募って調査することを日本自然保護協会に提案し、事業化を検討したい  
例えば、

- ・ 植物のレッドデータブック : 全国530名のボランティアの情報提供に基づく  
世界でも有数の詳細な分布データベース・強力なボランティア組織  
1700種全部は大変→分布域が狭く株数が少ない種から優先  
(分布も狭いと絶滅しやすく、調査は楽で合理的)

私有地を含む場合 : 農林業の直接支払い制度  
などを創設して、国内希少種や絶滅危惧種の  
保全にインセンティブを与える



## 提言① 常設の科学委員会を設置する

### 理由1

- ・国内希少種選定の基準・方法・プロセスが不透明

種の保存法4条6項：環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、**中央環境審議会の意見を聴かなければならない**

(例：審議会委員の意見：この種を指定していいでしょうかと審議会でも出されても根拠がわからない)

- ・絶滅の危険性より、環境省が指定しやすい/したい種を指定しているのが現状

(例：2004－2011年の8年間に登録された21種のうち19種が世界遺産登録を控えた小笠原産の動植物の登録。絶滅の危険性に依じて、国内でバランスよく指定を進める必要)

### 理由2

- ・国内希少種を保全するための保護増殖計画は、国内希少種90種の内47種のみ策定
- ・計画が有効に機能しているかどうかを定期的に科学的に評価するシステムも存在していない



### 法律に下記の条文の追加すべき

「希少野生動植物の専門家から構成される常設の科学委員会を設置し、委員会は種の指定および保護増殖計画についての報告・勧告を環境大臣に行う」

「5年に1度国内希少種および保護増殖計画について全面的な見直しを行う」



## 提言④ 種の保存法の運用も含めた抜本的な見直しを2年以内に行う

### その他、種の保存法の改正すべき課題

- 国内希少種が少なく、特に海洋生物の指定が少ない
- 生育地等保護区指定が9地区885haのみで非常に少ない
- 公共事業を種の保存法の適用除外とする条項（第54条）の存在
- 様々な主体や事業によって得られた絶滅危惧種のデータの集約や管理する仕組みが不足している
- 農林業への直接支払い制度のような絶滅危惧種保全を推進させる制度の構築する必要

2020年までの2つの世界目標「愛知目標」「世界植物保全戦略」を達成するために、早急に種の保存法の抜本的な見直しと、その運用方法の改善が必要



種の保存法の見直しを2年以内に行うことを法律に明記すべき  
(2015年の「愛知目標」達成の中間報告にあわせ)